

高齢者世帯 住み替え支援助成

1. 高齢者世帯住み替え支援助成事業とは

区内の民間賃貸住宅に居住する高齢者世帯が、区内の民間賃貸住宅に住み替える際にかかる費用の一部を助成し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援する制度です。

2. 助成額

- ①. 区内の民間賃貸住宅から区内の民間賃貸住宅へ住み替える高齢者世帯に**5万円の助成金**を支給します。
- ②. 「**立ち退き**」の求めを受けて区内の民間賃貸住宅から区内の民間賃貸住宅に転居した場合は、**礼金と仲介手数料（上限15万円）**を別途支給します。



City of Kita

北区 まちづくり部 住宅課 住宅支援係

〒114-8508 北区王子本町1-2-11 第二庁舎3階10番窓口

電話03-3908-9203

● 住み替え支援助成

一世帯につき **5** 万円を助成します（予算の範囲内で一世帯1回限り）

● 転居費用助成

転居費用として **15** 万円（上限）を助成します

自己の都合や責任によらない**立ち退き**(※1)の求めを受けて、区内の民間賃貸住宅から区内の民間賃貸住宅に転居した世帯に、**礼金・仲介手数料**を助成します。

ただし、立ち退き料を受領した場合は、礼金、仲介手数料の実費から立ち退き料相当額を控除します。

※1 貸主に立ち退き証明書を記入していただく必要があります。

● 対象

以下の要件のすべてを満たし、転居月から1年以内に申請していること

要 件	
☐	満65歳以上の高齢者のみの世帯(※2)である
☐	申請日現在北区に住所を有し、かつ、区内に引き続き1年以上住民登録をしている
☐	転居前の民間賃貸住宅で、引き続き6カ月以上の賃貸借契約があり、家賃を支払い、かつ直近6カ月間の家賃を滞納していない
☐	世帯の総所得金額の合計額が右の所得基準以下である
☐	世帯全員が住民税を滞納していない
☐	他制度による公的住宅扶助（生活保護等）を受けていない
☐	過去に「高齢者世帯住み替え助成」を受けたことがない
☐	障害者世帯及びひとり親世帯転居費用助成を受けていない

※2 高齢者世帯と同じ世帯に、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度に該当する方がいる場合、もしくは精神科の医療機関に通院継続していて、北区が自立に向けた支援を行っている方を含む場合は、その方の年齢は問いません。（65歳未満の方のみの世帯は対象外です）

●対象とならない場合

- ①世帯の中に65歳未満の方がいる場合
(世帯内に障害者の方等がいる場合、年齢を問わない場合があります。
P1※2を参照ください。)
- ②住民基本台帳上の転居日から1年過ぎた場合
- ③旧住所で家賃の滞納、住民税の滞納があった場合 等

●所得基準とは

申請書世帯全員の所得額を合算し、下表の総所得金額以内であること

【所得基準】

世帯人数	総所得金額
1人	5,844,000 円
2人	6,224,000 円
3人	6,604,000 円

※4人以上の場合は、
世帯人数が1人増えるごとに
38万円を加算します。

●民間賃貸住宅とは

申請者と同一世帯の方が住宅の所有者と賃貸借契約を締結し、申請者の居住用として使用する住宅であること。

転居前の家賃の支払については、申請者又は転居前における申請者と同一世帯の者が支払っていること。

【対象外】

- 公営、公社、UR都市機構等の公的賃貸住宅
- 社宅、従業員寮等企業の福利厚生目的のための住宅
- 申請世帯の世帯主や配偶者の2親等以内の親族が所有する住宅

【対象】

- サービス付き高齢者向け住宅

● 手続きの流れ

転 居



申 請

- ・ 住民基本台帳上の転居日から **1年以内** に申請してください



受 付
審 査

- ・ 申請書類がすべて整ったことを確認後、受付・書類等審査を行います。
- ・ 審査の状況により追加資料を請求する場合、実態調査を実施する場合があります。



結 果

- ・ 受付後、約2～3週間で審査結果を郵送します。



振 込

- ・ 結果通知後、約2～4週間で指定口座に振り込みます。

●必要書類

チェック	必要書類	
☐	1 申請書	このパンフレットにはさんでいます
☐	2 助成金請求書	
☐	3 □座振替依頼書	
☐	4 通 帳 （助成金振込用）	
☐	5 最新の賃貸借契約書のコピー（住み替えの前・後）	
☐	6 家賃の支払い状況がわかる書類のコピー （住み替え前の直近6ヵ月分の家賃帳などのコピー） ※通帳の場合、名義人がわかるページもお持ち下さい	
☐	7 対象者のみ ①立ち退き証明書（このパンフレットにはさんでいます） ②礼金、仲介手数料の領収証のコピー	
※ {	☐	8 住み替え後の世帯全員の最新の住民票の写し（原本）
	☐	9 住み替え後の世帯全員分の収入を証明する書類 （最新年度の課税証明書など）
	☐	10 住み替え後の世帯全員の納税状況を確認する書類 （前年度の住民税納税証明書または非課税証明書）

※ 基準日に北区に住民登録があり、申請書の資格確認同意欄に署名があれば省略できます。

例 申請日（令和7年4月～令和8年3月）の場合

基準日 課税証明書：令和7年1月1日 納税証明書：令和6年1月1日

基準日に他の自治体に住民登録があった場合は、その自治体が交付する証明書類が必要です。



第2号様式（第5条関係）

高齢者世帯住み替え支援助成申請書

東京都北区長殿
年 月 日
住民基本台帳上の転居した日を記入下さい

フリガナ キタク タロウ	転居年月日
北区 太郎	〇〇年 〇月 〇日
〒114-8508 北区 王子本町 1-15-22	電話 3908-9201
新 住 所	北区 王子本町 1-15-22 さくら荘 1号
旧 住 所	北区 王子 9-1-2 つじコーポ 2階

高齢者世帯住み替え支援助成について、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 異動状況

異動者名	続柄	生年月日
1 申請者	本人	〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日（ 〇〇歳）
2 北区さくら	妻	〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日（ 〇〇歳）
3		年 月 日（ 歳）

2 障害等々に該当されている方の有無

（「有」に○を付けた方は、「1 異動状況」の該当番号を○で囲んでください）

3 生活保護受給の有無

4 立ち退き要求の有無

5 立ち退き要求「有」の場合、都市計画道路による立ち退き要求の有無

6 過去における本助成（住み替え支援費）の受給の有無

＜ 資格確認同意欄 ＞

私は、北区高齢者世帯住み替え支援助成の資格審査等のため、北区が世帯全員の住民基本台帳、課税・納税状況、生活保護者台帳等を照会することに同意します。

氏名（自署） 北区 太郎 氏名（自署） 北区 さくら

※申請書類の一部を省略される方は、上記同意欄に世帯全員の署名が必要です。

立ち退きの場合「立ち退き証明書」を添付してください

第4号様式（第6条関係）

高齢者世帯住み替え支援助成金請求書

東京都北区長 殿

記入しないでください
年 月 日

フリガナ 氏名	キタク タロウ
住所	〒114-0022 北区王子本町1-15-22 さくら荘1号

高齢者世帯住み替え支援助成金を次のとおり請求します。

記入しないでください

		万	千	百	十	円

支払金口座振替依頼書

振込先金融機関		銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫 その他									
北区つつじ		北区本町 支店									
振	預金種目 (○で囲む)	普通		当座		貯蓄		その他			
込	口座番号 (右詰め)	1	1	2	2	3	4	4			
口	フリガナ	キタク タロウ									
座	氏 名	北区 太郎									

東京都北区から私に支払われる高齢者世帯住み替え支援助成金は、上記の口座に口座振替の方法をもって振込んでください。

記入しないでください
年 月 日

東京都 北区 長 殿
住所 北区王子本町1-15-22 さくら荘1号
氏 名 北区 太郎

- 【 注 意 事 項 】
- 申請者の口座番号、氏名をご記入ください。
 - ゆうちょ銀行への振込を希望する際の書き方
支店名は三桁の漢数字 (例「〇〇八」)、口座番号は7桁の英数字 (例「1122334」)
 - 本書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに住宅課へご連絡ください。

担当課：住宅課

※この用紙は、立ち退きによる転居の場合、提出が必要です。
貸主に作成してもらってください。

第1号様式 (第4条関係)

立ち退き証明書

下記の賃借人が居住している賃貸住宅について、下記のとおり立ち退き請求していることを証明します。また、証明した内容に虚偽のないことを宣誓します。

※この証明書は、「東京都北区 高齢者世帯住み替え支援助成申請書」に添付します。

賃借人 住 所 北区王子9-1-2 〇 年 〇〇 月 〇〇 日
連絡先 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 印
氏 名 滝野川不動産 滝野川はな子

賃 借 人	
氏 名	北区 太郎
賃貸住宅所在地	北 区 王子9-1-2
建物名称	つつじコーポ2階
立ち退き期限	〇 年〇〇月〇〇日まで
立ち退き請求 通知日・手段	〇 年〇〇月〇〇日 ☐ 書面 ☐ メール等 ☐ 口頭 ☐ 電話
立ち退き料の有無・金額	☒ 有・ 無 有の場合 金額 ☐ 円
賃貸住宅の状況	築年数：約 45 年 (昭和 平成・令和 55 年頃築) 構造：木 造 2 階建 管理戸数 6 戸 ☐ 入居者全員に対して、明渡しを請求している

(裏面につづく)

※証明書の内容等について賃貸人に問い合わせる場合がありますので、ご了承ください。
※証明書を添付して使用した場合、私文書偽造罪及び同行使罪 (刑法第159条ほか) で刑事罰の対象となる場合があります。